

水源法と水道水源の水質問題

山村尊房

ただいまご紹介をいただきました厚生省の山村と申します。稲場先生からこの会のことを前から伺っておりまして、「一度話をする機会を設けるから出てくれないか」ということで気楽にお受けしたのですが、大変大きな役を引き受けてしまったなと思っています。いたるところでございます。

今、司会の谷口さんからお話ございましたが、水道水源の法律が先月の二月二十五日に国会で可決成立致しました。きょうはちょうど、その成立した後で開かれる初めての会ということになったわけでございます。

私も、水道水源法案をめぐる渦中からようやく抜け出したというホッとした気持ちでございます。

が、これからまだ法律が施行されていくまでに、各省等と政令とか、法律に基づく基本方針とか、そういったことを詰めていかなければいけない時期でございます。そういう状況ですので、きょうのお話もあまり具体的に突っ込んだお話はまだできないかと思えます。その辺の事情もご理解いただいて、お許し賜ればと思います。

水道水源をめぐる法律の話につきましては、新聞あるいはテレビなどでも盛んに報じられておりましたので、そういった動きがあり、いろいろと問題がありそうだなということについては、皆様のお耳に届いていたのではないかと思います。

この一連の動きの経緯から申し上げますと、一昨

年の十二月に生活環境審議会から水道水の水質基準に関する答申が出たわけでございます。水道水の水質基準と申しますのは、水道法に基づいて厚生省令で定めてありますが、昭和三十二年に水道法ができました、その翌年に定められました。

以来、項目と致しましてはおおむね、そのときの内容を踏襲して今日に至っております。何回かの改正はありましたが、分析技術の向上に伴って分析方法が変わるとか若干の項目が追加されるとか、そういったことでございます。

それが約三十年ぶりの大改正ということになりまして、水質基準省令として定める項目の数も従来の二十六項目から四十六項目になりましたし、水質基準に関連して、新たに監視項目と快適水質項目というところで関連する水質の指針を定めたわけで、それらを含めると八十五項目という大変な数の項目を取り扱うようになってきたわけです。

その流れと致しましては、国際的に水道水源のさまざまな物質が検出されるようになって参りま

して、それに対して安全性の面から科学的な知見を踏まえて、水質の指針値を明らかにしていこうという動きがWHOを中心としてあり、我が国もそれに一緒に参加致しまして、その国際的な流れに沿った形で水質基準を日本でも定めたということでございます。

もちろん国際的な動きに入っていく背景と致しまして、日本国内におけるさまざまな問題もございました。水道水の水源からさまざまな有機化学物質あるいは農薬等が検出されているということが、水道水の利用者にとっての不安感にもつながっていて、そういったことから、水道水の水質基準の抜本的な改正をとるという流れがあったわけです。

審議会の答申の中に宿題の事項があり、新しい水質基準を満たしていくためには、水道事業者がいくら努力しても、それには限界がある。やはり、水道水源において水源をきれいにするという努力が行われなければ、水道水の水質基準を達成していくことが困難になる。従って、今後の課題として水道水源

の水質保全対策にいち早く取り組むように、という宿題がその答申の中にございました。

それで、厚生省の中で水道環境部長の諮問機関として、「水道水源の水質保全に関する有識者懇談会」というものを設けたわけでございます。実は、審議会の答申の方向が大体そういう方向で固まってきておりましたので、実際の答申よりも有識者懇談会のスタートの方が半月ほど早かったのですが、流れと致しましては、生活環境審議会でのご議論を踏まえた形で水道水源の水質保全対策に着手したわけでございます。「水道水源の水質保全の問題」に取り組むことを決めるにあたりましては、厚生省の中でもいろいろと議論がございました。これは問題を正面から捉えた大変重要な問題であるということは、だれもが認識していたわけです。

しかしながら水道水源の水質に関する分野は非常に広範な行政分野に関係がありますので、そういった関係行政との調整が果たしてうまくできるののだろうかという、問題の本質を知っていればいるほど、

その難しさについても容易に想像がつくことでありまして、省の中で比較的若手の方は「この時期にやるべきだ」と主張する中で、十分にそういう経験を積んでいる人たちのサイドでは「相当覚悟して臨まなければだめだ」という声もございました。

そういう中で、この時期にこそやらなければならぬという結論になりましたが、これは生活環境審議会の水質基準改正の答申、そういう時期がこの問題を捉える一番の適した時期であるということがあったわけでございます。

この有識者懇談会は、幅広い関係分野との問題があるということから、従来の水道の専門家の先生ばかりでなく、河川工学でありますとか、環境行政、あるいはマスコミの関係の先生でいらっしゃいますとか、そういった幅広い分野の先生方にお集まりいただきまして、ご審議をいただきました。

その報告書が昨年（平成五年）の二月四日にまとまりまして、いわば、その時点がこの問題の出発点ということになりました。その報告書をまとめるに

あたりまして懇談会の先生方から、「水道水源にか
かる問題については、既に各省のそれぞれの守備
範囲の中だけでは対応できなくなった。各省庁の縄
張りとは別に協力しなければならない問題がお互い
にあるはずだから、厚生省としては責任を持つべき
水道水の水质に関する問題はどんどん積極的に発言
をしていくべきだ」という力強いご支援のご発言が
ありまして、懇談会の報告書の結論の中にも、それ
を受けまして「関係各省庁がそれぞれの立場から協
力して積極的に取り組めるように期待する」という
締めくくりがなされたわけでございます。

その後、この報告書が公表されると同時にマスコ
ミの関心を集めるところとなり、特にマスコミの方
がいち早く水道水源法の法案の提出というところに
着目したこともございまして、霞が関の中では大き
く関心を持たれるところとなったわけでございます。
昨年二月に厚生省がこの問題を取り上げたときには、
まだまだ水道水源の保全というのは一体どういう重
要性を持っているのかというところが必ずしもよく

浸透している状況ではなかったのですが、私どもが
いろいろと各省にご説明している中で、確かに飲み
水に関する問題は大事な問題だというご理解がいた
だけるようになりました。

国会でもこの問題が盛んに質問に取り上げられる
ようになりました。昨年の五月ぐらいいになりますと、
当時の宮沢総理大臣が国会でこの問題に対する答弁
をされたことが二回ほどございまして、「水道水源
の保全というのは緊急の課題である」という前向き
のご答弁をいただきました。当初マスコミでは、
「通常国会で法案を提出する」ということも報じて
いましたが、六月までの通常国会の中ではまだ法案
という形でまとめるまでには至らず、持ち越しとい
うことになりました。

昨年の九月になり、その時点では既に政権が新し
い連立政権へとかわっておりましたが、これから九
月に臨時国会が開催されるというところに臨みまし
て、厚生省としては前国会からの懸案である水道水
源の水質保全法案をぜひ提出したいという方針を固

めたわけでございます。

この問題につきましては、当初から公共用水域の水質保全に関係の深い環境庁とどのような形で協力してやっていけるかという検討をしていましたが、環境庁の方では昨年の九月の末になりました、「水道利用に配慮した公共用水域の水質保全対策のあり方について」ということで中央公害対策審議会に諮問することになりました。

一方で、厚生省としては法律制定に向けた準備をいろいろと進めておりましたので、もう少し早く国会に提出できる方法がないものかという意見もありました。結果としては、環境庁が中央公害対策審議会に諮問致しまして、その答申が昨年十二月六日に得られ、環境庁自身がそれをもとに環境庁の立場からの法案を作成するというところで足並が揃って参りました。その後、官邸の調整もございまして、厚生省提案の法律と環境庁提案の法律とが一体的な形で臨時国会に提出されるという方向でまとまったわけでございます。

その間、法律でどこまでの範囲を取り組むかというところにつきましては、いろいろ紆余曲折がございましたが、有識者懇談会の二月の時点では、水道水源に着目した必要な規制の強化と水質保全対策事業の実施、そういう規制と事業の両面から取り組むべしということからスタートしていました。

その後、関係省庁と話し合いを積み重ね、新たに法律を設けてやるべき事項と致しまして、厚生省として取り組みを行うところを、「水道原水の水質保全事業の促進」というところに絞り込みを行いました。そういうことで、厚生省が提出しました法律の名前は「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」になったわけでございます。

一方で規制的な要素につきましては、中央環境審議会のご議論もございまして、特にトリハロメタンなどの水道特有の利水障害物質に着目した規制を中心として環境庁の方で法案をつくられたわけでございます。そういうことから、そちらの名前は「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の

保全に関する特別措置法」という長い名前になりました。

国会審議のときには、厚生省法案の方は事業促進法といい、環境庁法案の方は特別措置法といった使い方をしていました。マスコミの方では水道水源二法という言い方もしていましたが、これから二つの法律が世の中で定着していくに従って、その名前も定着していくのだらうと思います。

いずれにしても、その二つの法律が一体的な形で進められるということでもあったのが昨年末でございまして、今年になりまして一月十四日に厚生省法案の方が閣議決定し、翌週の一月十八日に環境庁法案の方が閣議決定し、いよいよ国会の審議に入りました。

二月になり、臨時国会からまた通常国会に移りましたが、そちらの方に審議が継続されまして、衆議院で二月十六日に二つの法案とも通過致しました。その後、先ほどご紹介申し上げましたとおり、二月二十五日に両方の法律が相継いで参議院の本会議で

可決成立ということになりました。

昨日（三月四日）、どちらの法律も正式に官報に公布されております。公布の日から六カ月以内に施行ということですが、その時期については（注）まだ決まっております。後ほどまた話が出ると思いますが、できるだけ早くこの法律を施行してその運用をし、水道水源保全対策を推進したいという話がございますので、六カ月を置くのではなく、それよりも早い機会に施行にもっていくという考えで、今やっているとございます。

（注）その後、水道原水水質保全

事業の実施の促進に関する
法律の施行日は、平成六年
五月十日に決定しました。

水道水源二法でございますが、きょうは特に厚生省の方でつくりました「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の方に、話の重点をおきたいと思っております。皆様ご案内のとおり、水道の基本法と致しましては水道法がございます。その内容としては水道事業―これは市町村が経営することが多いのですが―の経営は国の認可に基づいておりまして、その水道事業を経営していくために必要な水質基準あるいは施設基準、いろいろな監督の諸規定がそれによって定められております。

特に水質基準に関しましては、具体的な水質基準の項目については厚生省令に委ねておりますが、この水道法に基づいて「水道事業者は水質基準を常時達成した水道水を供給しなければならない」ということになっているわけです。その水質基準を守ることについては、水道事業にとりまして大変重要な責務になっております。

それが守られなかった場合、直ちにというわけではございませんが、水道法の規定をたどっていきま

すと、最後には水道事業者に対して刑事罰までかかってくるという、重い義務づけがなされております。しかしながら、水道水の水質というのは、その多くの場合、水道水源の水質がどうであるかということに大変関係があります。

浄水場での浄水のプロセスと申しますと、基本的には沈殿をし、ろ過をし、塩素で滅菌をして送るというプロセスです。その方法が緩速ろ過であったり急速ろ過であったりする。最近ではオゾンとか活性炭を使う浄水方法も現れてきておりますが、基本的には水源の水がそれほど汚れていないことを前提として、懸濁物質を沈殿させ、あるいは薬品を使って凝集沈殿をさせてろ過するというシンプルな方法によっております。

従って、原水が汚れて参りますと、浄水方法によって対応できない事態が出て参ります。浄水方法で対応するということにつきましても、原水がどれだけ汚れてきても浄水方法で対応するのだという考え方自体が必ずしも適切ではないものだと考えてお

ります。もともとが人の飲用に適する水として供給するという水道の性格もございいますので、できるだけ良質な水源を確保して、それを前提とした技術システムをつくってきていたわけでございます。

最近、高度浄水処理が大都市を中心に導入されるようになっておりまして、そのきっかけと言いますのが、いわゆるかび臭の問題でございいます。水道の水がかび臭いということを問題にされる方が年間全国で約二十万人ぐらいということになっております。

その問題についても、本来、水道の原水の水質の改善こそ優先して取り組まれるべきものだという考えもありましたが、既にそれだけの利用者からの苦情、水道水に対する不安感が提示されておりまして、それに対する水道の信頼性の確保という面から、水道として高度浄水処理の採用に踏み切っている事業が最近増えてきております。

とは申しまして、高度浄水処理は決して万能ではございません。今、お話ししましたように、もともと臭いの問題に対応しようということで開発され

てきている技術でございいますので、昨今のいろんな微量有機化学物質あるいは農薬をとらうとして開発された技術ではございません。結果的にそういったものについても一部除去できるという側面は持っているのですが、だからと言って「とれるから原水が汚れてもいい」ということには決してならないわけです。

水道として高度浄水処理の問題に対する取り組みの活発化は、この三年間ほど大変盛り上がってきております。その盛り上がりの中で高度浄水処理を推進する一方で、やはり水道の原水の水質保全をないがしろにしてはいけないという思いが関係者の中に強くなってきたというのも事実でございます。

そういうことで、水道水源の水質保全という問題は、農業の問題、上流域の開発による影響の問題、ゴルフ場農業の問題、等さまざまな問題が関係しており、その中で新しい法律をつくって取り組んでいく問題として絞り込んだのが、「水道水源の水質保全事業」というものでございます。

この新しい法律では、八種類ほど事業として定義に入れております。特にきょうのこの会に最も関係の深いところが一番最初に来てしまして、下水道の整備が挙げられております。二番目が、し尿処理施設の整備でございまして、これはコミュニティー・プラントのようなものを考えております。三つ目、四つ目は書き分けておりますが、どちらも合併処理浄化槽の整備ということでございまして、片や集合処理型、片や各戸処理型というもので挙がっております。

五番目に挙がっておりますのが家畜のふん尿の問題でございます。特に地方の水道でこれが原因で原水の水質に問題があるところが多いのですが、事業という側面からは、家畜のふん尿を堆肥とするための施設の整備事業というものが挙がっております。

六の説明は省略します。

七番目に河川に関する事業が挙げられておりまして、しゅんせつでありますとか、導水でありますとか、そういう原水の水質の保全に資する事業を挙げ

ております。八番目はその他事項です。

そういう内容を持つさまざまな事業を「水道原水水質保全事業」と致しまして、その事業を推進する仕組みをつくっていただくというのが、この法律であります。その進め方と致しましては、国の役割でございしますが、この法律の主務大臣が水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本方針を定めて、これを公表するということになっております。

最近、こういった法律をつくるときに、できるだけ地方の独自の取り組みを尊重していこうという基本的な考え方がございます。この法律もそういう考え方に立っておりますので、国の役割と致しましては今の基本方針をつくるということで、具体的な法律の運用は地方に関係するところが大半であります。

水道事業者は、先ほどの水道法の水質基準を達成していかなければいけないという義務を持っていますが、水源の水質の事情から水質基準の達成が困難であるという状況が生じたときに、水源レベルで対応できる仕組みをつくろうというのが、もともとの

この法律の趣旨でございます。

従いまして、水道原水の水質の汚濁によって、それに対応した浄水場での措置を講じることが困難であるというときに、水道事業者が都道府県に対して事業の実施の促進を要請することができることになっております。水道事業者というのは大半が市町村でございますので、市町村が都道府県に対して要請するというのがスタート時点になります。その要請を受けました都道府県は、その旨を河川管理者にまず通知することを行い、その際に意見を述べることになっております。

それから、都道府県自身が必要と認めますときには、国の定めた基本方針に基づきまして都道府県の計画をつくることになっております。この都道府県の計画の中に、先ほど挙げられておりましたさまざまな事業の計画が入っていくわけですが、その際に水道事業者もその事業の実施のために必要となる費用の一部を負担することがある、という考え方にこの法律は立っております。

特にその負担につきましては、水道水源の上流にあって、水道原水水質保全のための事業を行う地方公共団体の負担と、その恩恵を受ける水道事業者との負担の公平をはかることを考えて、負担する費用の額が定められることになっております。その計画を策定するにあたって、そういう負担のことも含めて事業実施の関係者と水道事業者との調整がとられ、計画が定められるということになります。

一方河川管理者につきましては次のように計画を進めることになります。都道府県の計画の中には下水道、し尿処理施設、合併浄化槽といった河川以外のところで行われる事業の内容が盛り込まれるわけでございますが、河川管理者事業計画の方には河川に関する事業について計画が盛り込まれることになります。その都道府県計画と河川管理者計画とが相補い合って、水道水源の保全のための計画として機能していくことになるわけでありまして。

そのさまざまな事業を円滑に推進していくために協議会を組織することができることになっております。

す。その協議会には関係する地方公共団体の長、河川管理者、水道事業者、水道原水水質保全事業の実施者が参加していくことになります。

この法律に基づく事業の推進のために、国による資金の確保・融通・斡旋その他の援助というようなこと、合併処理浄化槽に対する法律補助の規定、先ほど計画の中でお話ししましたが、水道事業者に対して、この事業計画にかける額の一部を負担させるという規定が置かれているわけでございます。

環境庁の方は厚生省の法律とは若干、観点を異にしておりますが、内閣総理大臣がこの特定利水障害を防止するために必要があるという地域を指定水域として指定致しまして、その中で都道府県知事が水質保全計画を定めることになっております。

その水質保全計画を定めるにあたりまして、厚生省の事業促進法との調整規定が置かれております。厚生省の事業促進法が水質の項目として想定しているのは、水質基準に関係するすべての項目が対象という考えでございます。それに対して、環境庁法は

トリハロメタンに絞った形になっております。従って、適応する可能性としては、厚生省法の方がやや広いこととなります。内容的には環境庁法の方は規制的な要素がかなり比重を占めております。

計画策定にあたって、いずれか一方に対しての要請が出たときには、他方についても同じように検討が進められることとなりますが、規制ということを実際に進める上では、水道事業が浄水処理において対応すべき部分、水道原水の水質保全事業の面から対応すべき部分、その二つを満たした上で規制によって対応しなければならぬところに対する取り組みを行うという考え方に立っておりますので、厚生省法に基づく計画が策定されても、環境庁法に基づく計画が策定されるところは限らないということになるかと思えます。いずれに致しましても、水道水源の保全のための事業が計画策定して進められていくことが、新しい展開をもたらすものと考えているわけでございます。

特にこの法律を国会でご審議いただきました中で、

この法律が急がれる理由が議論になりました。基本的には冒頭にお話し致しましたとおり、水道水の水質基準の大改正がきっかけになっておりますが、その中でも特にトリハロメタンにつきましては、新しい水質基準の中で初めて基準としての義務づけを持った性格の位置づけがなされたわけでございます。

トリハロメタンの問題そのものは昭和五十年代の後半からございまして、それ以来厚生省としては、行政対応としてトリハロメタンの低減化対策に取り組んできましたが、一般の水質基準の改正に際しまして、トリハロメタンの総トリハロメタンとトリハロメタンを構成する四つの項目につきまして、いずれも水質基準としての義務づけを伴う位置づけをしたわけでございます。

さてトリハロメタンの原因と致しましては、水道水源の有機物が深く関係しています。中でも生活排水に由来する有機物の問題について生活排水対策が遅れていることから、なかなか解決に向かわないという問題がありまして、水道水質保全事業の中でも

生活排水関係の対策事業が中心的なところにあるというのも、まさにこれに対する対応策が重要であるということに基づくものでございます。

トリハロメタンの水道での濃度の状況を分析致しますと、水温の高い時期にトリハロメタンの濃度が高くなるという傾向が一般的に見られます。特に夏場の時期に最高値を記録する水道が多いわけです。トリハロメタンの濃度が比較的高い水道事業が全国で六十カ所くらい挙げられます。水道事業の数は上水道が千九百、簡易水道も含めると約一万以上のものがございますので、その中の六十ということですから、数としてはそれほど多くないという見方もできますが、その六十事業の関係する給水人口を足しますと、二百五十万人ということにもなりまして、決してその影響が少ないとは言えないわけでございます。

さらにトリハロメタンというのはいわゆる発ガン性が疑われる物質で、人の健康に係る問題でございまして、水源レベルでの対策を強化致しまし

て、低減化を図っていかなければならないわけでございます。特に国会の議論の中では、夏場対策という話を致しまして、一つの考え方として受け止めていただきました。夏場を控えまして、トリハロメタンが高い地域において今後の対策の手段を持たないということは、水道利用者にとっての不安感が一層大きくなるということのご理解をいただきました。

もちろん、夏場対策と申ししましても、この夏場までにさまざまな事業がすべて終了するという性格のものではございませんので、夏場対策というのは一つのきっかけということになります。特にトリハロメタンの濃度の高いところ、具体的には最大値が基準値の七割ぐらいの濃度を上回るような事業につきましては、これからそういう対策をどのようにとるかということを早急に検討致します。

まず一つは、浄水場における対策の強化という面でございます。従来から、浄水場での塩素注入方法の改良とか、活性炭等も使用する浄水方法の改良ということもやってきておりますが、さらに、そうい

うことによって一層の低減を図っていくという、水道独自の自助努力も大変重要でございます。

しかしながら、それだけでは十分な低減効果が期待できないというものにつきましては、水源側での対策に移行していかなければならないわけでございます。そういうところにつきましては、この法律に基づき計画の策定がこれから有力な手段になってきます。まだ、具体的にどここの地域で、ということが固まってくるところまではきておりませんが、法律の公布もなされましたので、今からそういう問題を抱えている水道事業と協議を進めていきたいと考えております。

最後に、この新しい法律の意義というようものを考えて、本日の話の結びにしたいと思えます。

まず水道事業の立場から申し上げますと、水道事業が困ったというときに、打つ手だてが提供されたということであろうと思います。水道法では水質基準の遵守という義務づけを水道事業者に課しておりまして、それに対して一部の行政学の先生方からは、

「これだけ厳しい義務づけを課しておきながら、それを達成するための手段をもっと保証してあげるべきではないか」という指摘も既になされていたところでございます。

そういう点から申しますと、この水道原水水質保全法が水道事業の発議によって動き出し、水道事業が「困った」というときに手を挙げて、それに対して関係する行政が手を差し延べるといふ仕組みがつくられたというのは、水道事業保護立法という観点から非常に大きな意味を持っていると思います。

水道事業保護ということとは、言葉の上では水道事業の保護であります。水道の利用者というのは今や、ほとんどすべての国民ということになっております。水道の普及率は九十五％ということになっておりまして、いわゆる百人以上の水道事業での普及率ということでございます。水道法の水質基準は百一人以下の水道にも適用されておりますが、すべての水道事業の供給する水の利用者の水質基準の達成を、この法律が対象としているということであり

ますから、国民の健康の保護にとつての重要な意味づけということが言えると思います。これを二点目に挙げさせていただきます。

三点目に挙げたいと思いますのは、さまざまな事業が水道水源という点に着目し、協力して取り組んでいただけという面でございます。従来、下水道の事業に致しましても、あるいは処理や合併浄化槽に致しましても、それぞれの行政の目的を達成するといふ観点から事業の推進が図られてきたわけでございますが、その中で一つ、共通の着眼点として水道原水の水質保全という要素を持って取り組んでいただけということとは、水道事業にとって大変心強い話でございますし、それぞれの事業分野相互の密接な連携関係ができていくという意味で大変意義のあることではないかと考えています。

昨今、国際的な水の問題を取り上げる機会が増えっております。例えばブラジルの地球サミットが約二年ほど前にございましたが、その中で「アジェンダ二一」というのが定められまして、その中の一つの

章は水を扱った章でございます。そういったものをひもときますと、総合的な水政策でございますとか、総合的な水管理という言葉がよく出て参ります。

水の問題というのは、どうしてもさまざまな行政との関連で細分化されていることが非常に多い。それに対して、質的な問題にしても量的な問題にしても、総合的な視点から取り組んでいかなければならない。そうでなければ解決できない問題が非常に多いということが国際的な議論の中と言われるわけでございます。

これまでそういう話が出て参りますと、「日本は国情が違うのであるから、総論としてのそういう問題については理解できるけれども、日本ではまだ別の問題だ」と自問自答して納得せざるを得ないところがありました。こういった法律ができて改めて考えてみますと、日本なりの独自の形でインテグレートイッド（総合的）な水管理政策を、世界に対しても胸を張って言えるようになってくるのではないかと感じます。

従来、インテグレートイッド・ウォーターマネージメントと申しますと、皆様がよくイメージされるのは、イギリスの水政策であろうかと思えます。最近では民営化が進みまして、若干趣が変わっているようにございますが、全国を水系ごとに分けた取り組みを行うとか、上下水道一体となった、あるいは河川管理までを含めた対応を行うといった総合化のお手本のようなことが言われていたわけでございます。そういう行政体系と比べますと、我が国の行政体系の事情は相当お国ぶりが違うのだという感じが致しております。

しかしながら、そういう「行政体系の話」と「問題に対する取り組みの話」というのは、必ずしも一緒でなければならぬということではないと思えます。行政は体系が縦割りであるから施策も全部縦割りでなければならぬということはないのではないかと思います。特に水道水源という中で密接に関係する分野が非常に多いわけですので、そういうところだけで連携を強化して行くことによって新

しい展開を行っていければ、縦割りも行政の壁を十分克服して、外に向かっても胸を張って言える、そういう取り組みではないかと考えております。そういう意味で、この新しい法律が水の行政の中での新しい時代の到来を告げているのではないか、というふうにも感じます。

いずれにしても、こういった新しい法律ができて、それをいかに活用して本来目指す施策を進めていくかというのは、まさにこれからの運用にかかっております。この一年間、全く手探りの状況からスタートして法律という形に至るまで、一つの法律をつくるというのは、いかに大変なことなのかということを中心身に身をもって感じたわけでございます。そういう、これまでの法律をつくる上での議論を踏まえて、これからは実際にできあがった法律を運用し、本来の目的を達成するようにしていかなければならないと強く考えているところでございます。

本日は、法律が国会で通ってまだ間もない状況で

ございました、皆様の法律に対するご関心に十分ご説明できる内容ではなかったかと存じますが、この法律がどういう背景の中で生まれてきて、かつどういう意義を持つものとしているかということにつきまして、私なりに整理したところをお話しさせていただきます。いただいたということで、ご了解を賜りたいと思います。どとりあえず、話のまとめにさせていただきます。どうも、ご静聴ありがとうございます。（拍手）

司会 ただいま、資料にもありますように二月二十五日に参議院本会議で可決成立し、昨日公布されたばかりのできたてのホヤホヤという感じの二つの法律についてのご説明をいただいたわけでございます。

講師の山村先生も、本当に法律を制定する当事者として、まだ心の中では非常に高揚するものが残っておられるのではないかと思います、せっかくの機会でございますので、ここでご質問があればお聞きしたいと思います。どうぞ。

質問 できたてということで、まだ状況も整ってないということですが、一つお聞きしたいのは、水道原水水質保全事業の中で、合併浄化槽事業ということに対して、国庫補助ができるというお考えですが、大体どの程度の見通しを持たれてお話をされたのかということについてお尋ね致します。

山村 合併浄化槽につきましては従来、予算補助の制度しかなかったわけでございます。それに対して、ここの法律の中で挙がっておりますほかの事業につきましましては、下水道を初めとして法律に基づく補助

の体系が準備されていました。特に、これからの生活排水対策の中で、合併浄化槽事業についても重要な役割を担うべきであるということ、即ち法律補助という形で規定を置くというのが、ここの条文の意味でございます。

ただ、この時期に審議される法案というのは通常予算関連法案というのが多いのですが、この法律については前臨時国会からの継続案件でございます、予算非関連ということで提出されております。ですから表向きには、ここに書いてある費用の内容と補助の内容、それから差しあたっての例えば平成六年度予算という形でのリンクはつけられていないというのが一応建前上の整理にはなっております。

ただ、平成六年度から合併処理浄化槽について市町村設置型のものの予算が準備されておりますので、そういったことも含めて、今後平成七年度以降、ほかの事業も含めた本格的な予算面からの措置が行われていくであろうと考えているところでございます。十分なお答えになったかどうかわかりませんがよろ

しいでしょうか。

質問 この法律の中から水源税という形の法律が生まれてくることは考えられますか。

山村 水源税というのは、昭和六十年、六十一年ごろに提案されて実現しなかったものでございますが、そのときに提案されている内容は、上流の森林の整備に対して水源税という形でお金を徴収して、その森林整備の一部に当てるということでした。しかしこの法律に関しては、事業として森林の整備の事業は予定されていないわけですし、そういう面から見ても、水源税というものに関係するものではないとご理解いただければ良いと思います。

司会 次に、どうぞ。

質問 今、地方自治体で水源保護条例をつくっている者ですが、この法律ができた段階で、国としてどういう方向を目指されるのでしょうか。

山村 この法律を議論する中で、有識者懇談会で議論しておりますときには、地方のそういう水道水

源保護条例あるいは要綱、その作成の動きをひとつ問題意識の中において、それを支援する方策を含めるべきであるということを考えていたわけでございます。

結果的に、有識者懇談会からその後の各省調整を経てこの法案に至る過程の中で、新しい法律の中では特段の位置づけを行わずに、ということになりました。したがって現状と致しましては、地方における水源保護条例あるいは要綱の制定を阻害するものではない、という整理になります。

質問 新しい法律ができて、その運用の中で、例えば技術的な問題で塩素減菌の議論はどうなんでしょうか。

山村 直接的にこの法律が塩素減菌の話を取り上げているわけではないのですが、この法律の目的の一つでありますトリハロメタン対策という観点から考えますと、その問題に対しては浄水場での取り組みという側面と、水源の水質改善という取り組みと、その二つが必要になります。

特にその前者として、これまでもトリハロメタンの高いところについての対策として、塩素処理方法の注入場所とか注入量を適正化するというところでやってきておりますが、さらに今後、この法律に基づいていろんな水道事業以外の分野にお願いしていくことになりまして、水道として自助努力を今まで以上に求められることになるのではないかと考えております。

やはり下水道をはじめ各分野の方々に協力して動いていただくためには、みずからやるべきところは対応策を強化して、その上で初めて水道水源保全のための協力をしようではないかという機運ができてくるのではないかと思います。

質問 塩素にこだわっているわけではないのですか。山村 当分、国際的に見ましても、こういう汚濁河川を原水として使わなければいけないという状況のものには、塩素にかわる残留効果のある消毒剤が開発されたわけではないということでございまして、もちろん性能としても代替消毒剤についての研究等

も既に着手しておりますが、まだそれを、塩素に代わるものという位置づけをするまでには至っていないと思います。ただ、いろんな面から消毒問題についても、これから今までは違った対応をとっていかねければならないという方向にはなっていくのではないかと思います。

司会 ほかにはいらっしやいませんでしょうか。

質問 水道原水水質保全事業の中で、六番目の水道の用に供する土地に隣接する土地の取得という事業の趣旨はどういうことでしょうか。

山村 これによって多くを期待していただくことにはならないのではないかと思います。例えば、水道の取水施設の隣接地がまだ使用されていない土地であって、そういうところに仮に工場が建つということになりますと、直接的に取水施設に対して影響を与えることになる可能性がありますので、そういった土地を取得することによって、水源の保全に直接的な効果があるという場合に発動するような、そういう内容で考えられているわけでございます。実際

に「じゃあ、そういうところがあるのか」ということもあって、拡大的に考えると森林の取得のように見えなくもないのですが、これについては、いわゆる森林の取得という事業ではないという理解で一応整理されております。

質問 五番目の「水道事業者は、水道原水の水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることが困難であるときは……」ということで、今日のお話を踏まえて、汚濁の状況に応じた、良い浄水方法が採れなくて困りますというときに、「いっそのこと原水を地下水にかえろ」というふうな指導をされることもあり得るわけですか。

山村 表流水を使っていて地下水にかえるというのは、量的な問題からいきますと現実にはなかなか難しいかなと思います。このところの「原水の汚濁に応じた措置」というのは、「浄水方法を適正にすることによって対応することが困難であるとき」というふうに読んでいただければよろしいと思います。質問 例えば高度処理まで考えて、対応するという

ことになるのでしょうか。

山村 高度処理は、ここでは必ずしも前提にしないという理解です。

質問 緩速ろ過を急速ろ過に変えたいいのではないか、ということで済まされることもあるわけですね。

山村 緩速ろ過と急速ろ過の話はこの中に含まれるかと思いますが、むしろそういうことよりも、今のトリハロメタンの話で言いますと、塩素の注入量を抑制するとか、前塩素処理を中塩素処理にするとか、そういったある程度基本的な部分で対応できるところについては、浄水場側の努力の中でやっていただくということだと思います。

ただ、それがいわゆるオゾン処理とか活性炭処理を伴う高度処理を前提としてじゃないと、この法律が動かないということではない、と考えております。司会 まだご質問されたい方がいらっしゃるかとも思いますが、時間が参りましたので、このご講演はこの辺で終わりにさせていただきますと思います。

山村先生には本日の講演だけではなく、過去一年間、法律制定に携わってこられた中で、本当に大変なご努力がありまして、その成果がきょうの講演だと思えますので、きょうのお話とその背後にあることも考えまして、拍手をもって感謝の意を表したいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

